

◎ 労務費見積り規程

平成 26 年 10 月 1 日

HIDA 14-10-264

最新改正 令和 7 年 2 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人海外産業人材育成協会が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な労務費の見積り等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第 2 条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の労務費契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託し、又は発注する者（以下「委託者」という。）の事由により、この規程に基づき見積る労務費により契約を締結することができない場合は、委託者との協議の上、別に定める方法により計算する額によることができる。

3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した職員について、次条に定める労務費単価に事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

第 3 条 労務費単価は職員の雇用維持に必要な費用を区分別に算出した平均単価を基準として定めるものとし、その額は別表 1 のとおりとする。但し、この規程の施行日前に契約締結した令和 6 年度実施事業については、別表 2 のとおりとする。

(労務費単価の改定)

第 4 条 前条に定める労務費単価について、実態に照らし著しく差異が生じる等の事情が発生した際はこれを改定することができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めがないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (HIDA15 - 03 - 007)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS21 - 01 - 47)

この規程は、令和 4 年 1 月 21 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS22 - 03 - 335)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(経営戦略 G)

附 則 (AOTS23 - 01 - 045)

この規程は、令和6年1月17日から施行する。(経営戦略G)

附 則 (AOTS24 - 01 - 093)

この規程は、令和7年1月31日から施行する。(経営戦略G)

附 則

この規程は、令和7年2月28日から施行する。(経営戦略G)

別表 1

1. 国内勤務者

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	9,600	72,000
V区分	V区分	8,100	60,750
IV区分	IV区分-1	8,600	64,500
	IV区分-2	7,500	56,250
	IV区分-3	6,700	50,250
III区分	III区分	6,200	46,500
II区分	AS・I・II区分	5,000	37,500
I区分			
AS区分			

2. 海外勤務者（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	20,400	132,600
V区分	V区分	18,800	122,200
IV区分	IV区分	18,800	122,200
III区分	III区分	16,600	107,900
II区分	AS・I・II区分	12,900	83,850
I区分			
AS区分			

3. 海外勤務者（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	19,500	136,500
V区分	V区分	18,000	126,000
IV区分	IV区分	18,000	126,000
III区分	III区分	16,000	112,000
II区分	AS・I・II区分	12,600	88,200
I区分			
AS区分			

4. 海外勤務者（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	18,800	150,400
V区分	V区分	17,300	138,400
IV区分	IV区分	17,300	138,400
III区分	III区分	15,400	123,200
II区分	AS・I・II区分	12,400	99,200
I区分			
AS区分			

注： 労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員

別表2（この規程の施行日前に契約締結した令和6年度実施事業に適用）

1. 国内勤務者

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	8,800	66,000
V区分	V区分	7,400	55,500
IV区分	IV区分-1	7,800	58,500
	IV区分-2	6,700	50,250
	IV区分-3	5,900	44,250
III区分	III区分	5,500	41,250
II区分	I・II区分	4,300	32,250
I区分			

2. 海外勤務者（バンコク）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	18,000	117,000
V区分	V区分	16,400	106,600
IV区分	IV区分	16,300	105,950
III区分	III区分	14,300	92,950
II区分	I・II区分	11,300	73,450
I区分			

3. 海外勤務者（ジャカルタ）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	18,000	126,000
V区分	V区分	16,400	114,800
IV区分	IV区分	16,300	114,100
III区分	III区分	14,400	100,800
II区分	I・II区分	11,500	80,500
I区分			

4. 海外勤務者（ニューデリー）

役割責任区分	労務費単価区分	労務費単価（時間）	労務費単価（日）
VI区分	VI区分	16,700	133,600
V区分	V区分	15,300	122,400
IV区分	IV区分	15,200	121,600
III区分	III区分	13,500	108,000
II区分	I・II区分	11,000	88,000
I区分			

注： 労務費単価区分「IV区分-1」は役割責任区分VI区分（部長・館長・室長・特命部長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-2」は役割責任区分V区分（グループ長・上級担当長）を離脱後に参事役に任命した職員

労務費単価区分「IV区分-3」はグループ長補佐・担当長に任命した職員